

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目1番1号

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役社長 徳 中 暉 久

## 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使の方法につきましては、2ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番50号  
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sonyfh.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。

## 【 議決権行使のご案内 】

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きは不要です。

### （郵送による議決権行使）

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### （インターネットによる議決権行使）

パーソナルコンピュータまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.evot.e.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使されますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。
3. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
4. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。なお、パーソナルコンピュータと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
5. お手続きにあたりプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通話料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。
6. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

（注）「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

### 議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

※ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時～午前5時

### \*議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームもご利用いただくことができます。

以 上

(添付書類)

平成20年度 (平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過および成果等

#### 【企業集団の主要な事業内容】

当社は、ソニー生命保険株式会社（以下、「ソニー生命」という）、ソニー損害保険株式会社（以下、「ソニー損保」という）およびソニー銀行株式会社（以下、「ソニー銀行」という）を直接の子会社とする金融持株会社です。これらの子会社の事業は次のとおりです。

ソニー生命は、ライフプランナー（営業社員）やパートナー（募集代理店）によるきめ細やかなコンサルティングに基づくオーダーメイドの生命保険を提供しています。

ソニー損保は、インターネットや電話を通じてリスク細分型の自動車保険や、ガン保障に重点をおいた医療保険等を提供しています。

ソニー銀行は、インターネットを通じて預金（円・外貨）、住宅ローン、投資信託、外国為替証拠金取引等を提供しています。また、ソニーバンク証券株式会社（ソニー銀行の子会社、以下、「ソニーバンク証券」という）およびマネックス証券株式会社からの委託を受けて株式等の金融商品仲介サービスを提供しています。

当社グループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループを目指すことを「ビジョン」とし、生命保険業、損害保険業および銀行業（金融商品取引業を含む）を営んでいます。

#### 【金融経済環境】

平成20年度のが国経済は、サブプライム・ローン問題に端を発した米国金融危機の波及を受け、企業収益が大きく減少し、設備投資も大幅に落ち込みました。個人消費についても、雇用・所得環境が厳しさを増す中、低迷し、国内景気は極めて厳しい状況となりました。

保険業界、銀行業界におきましても、多くの企業において、金融危機の影響により、多額の有価証券評価損を計上することとなり、財務基盤が圧迫されました。

また、これまで高い成長を遂げてきた変額個人年金保険市場は、運用市場の悪化により販売状況は大きく減速する展開となりました。自動車保険や火災保険等の損害保険市場においても、国内景気の悪化により、新車販売台数や住宅着工件数が減少するなど厳しい事業環境が続いています。

## 【企業集団を巡る当年度における事業の経過および成果】

(生命保険事業<ソニー生命(単体)>)

ソニー生命は、お客さまから信頼され選ばれる会社となることを通じて永続的な成長と発展を実現するべく、お客さま本位のサービス提供、財務の健全性の向上および内部管理態勢の一層の充実を図りました。

内部管理態勢では、「保険金等支払管理態勢の強化・確立」を最優先事項とし、「保険金等支払管理態勢特別対策プロジェクト」を通じた取り組みを強力に進めるとともに、これまでの取り組みを内部管理態勢全般に発展・拡充させた「内部管理態勢強化特別対策プロジェクト」を発足し、ガバナンス態勢の一層の充実に取り組みました。

財務面では、金融危機への対応として、株式、転換社債などについては、マーケットの状況を注視しつつ残高を圧縮することにより、高いレベルの健全性を維持しております。

営業面では、ライフプランナー、パートナーによるコンサルティングセールスの徹底とアフターフォローの強化に取り組みました。

商品面では、平成20年4月に死亡時に加え、がん診断時から退院後の療養にいたるまで長期間にわたる幅広い保障を提供する「終身がん保険(08)」を、また平成20年10月に、無解約返戻金の仕組みを導入することで合理的な保険料の提供を実現した「無解約返戻金型平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険特約」を発売しました。

また、ソニー生命のライフプランナーはソニー損保の自動車保険およびソニー銀行の住宅ローンを取り扱っており、自動車保険の新規契約件数はソニー損保全体の約6%、住宅ローン融資実行件数はソニー銀行全体の約34%を占めています。

以上の取り組みの結果、厳しい金融経済環境において、個人保険、個人年金保険を合計した保有契約高は堅調に推移し、前年度末比3.2%増の32兆5,176億円となりました。解約・失効率<sup>※1</sup>は、前年度比0.71ポイント上昇の6.98%となりました。保有契約年換算保険料は前年度末比3.4%増の5,478億円、うち第三分野は3.1%増の1,266億円となりました。個人保険、個人年金保険を合計した新契約高は前年度比1.9%増の3兆8,737億円となりました。また、新契約年換算保険料は2.8%減の616億円、うち、第三分野は0.6%増の134億円となりました。

ソルベンシー・マージン比率は、平成21年3月末現在、2,060.5%（前年度末1,747.9%）となりました。

※1 解約・失効率は契約高の減額または増額および復活により修正した解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率を表します。

(損害保険事業<ソニー損保>)

ソニー損保は、インターネットや電話を使ったダイレクト販売を行う強みを活かし、お客さまとの直接のコミュニケーションにより、お客さまのご意見やニーズを的確に把握し、お客さまの視点に立った商品・サービスを提供することにより、競争力の向上・事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

営業面では、テレビコマーシャルを中心とした広告展開を継続するとともに、インターネットを通じた新たな広告展開にも取り組みました。

商品面では、主力の自動車保険において、平成21年2月より新規のお客さまがインターネットによりお見積り・ご契約された場合の割引額を従前の3,000円から5,000円に拡大しました。また、新たな取り組みとしてウェブサイトには保険セレクションコーナーを開設し、アニコム損害保険株式会社との提携によるペット保険の販売を開始しました。

サービス面では、ご契約1年目のお客さまにも安心してロードサービスメニューをご利用いただけるよう、レッカーサポートの無料けん引距離を継続契約のお客さまと同様に35kmまで延長しました。また、新たなご契約者特典として、レンタカーやレジャー施設の利用を優待価格でご提供するカーライフ割引サービスを開始しました(これらのサービスはソニー損保が提携する企業からの提供となります)。事故解決サービスの面でも、東京の事故受付サービスセンターに加えて、平成20年7月に札幌事故受付サービスセンターを新設し、事故受付体制の強化を図りました。

業務品質面では、お客さまからのご意見や苦情などを踏まえた業務運営を常に心がけており、その活動はソニー損保のウェブサイト上のコミュニケーションサイト「不満ゼロへの挑戦」で公表しています。当年度はお客さまの声を反映した改善事例を追加することで更に内容を充実しました。

環境保全活動面では、新たに平成21年3月より二酸化炭素削減による地球温暖化防止活動をお客さまとともに進める活動として、NPO法人そらべあ基金との連携により幼稚園にソーラー発電所を設置するプログラムを開始しました。

以上の取り組みの結果、平成20年12月末に保有契約件数は自動車保険のみで100万件を超え、平成21年3月末の保有契約件数は、自動車保険とガン重点医療保険の合計で前年度末比12.6%増の115万件と順調に増加しました。正味収入保険料は、自動車保険契約の契約件数の増加等により、11.1%増の611億円となりました。正味支払保険金は、自然災害の影響等により14.2%増の299億円となり、正味損害率は1.5ポイント上昇し55.0%となりました。また正味事業費率は、前年度と同水準の26.7%となり、正味損害率と正味事業費率を合わせたコンバインド・レシオは

81.7%となりました。

ソルベンシー・マージン比率は、平成21年3月末現在、993.0%（前年度末1,073.9%）となりました。

（銀行事業＜ソニー銀行（単体）＞）

ソニー銀行は、これまで築き上げた経営基盤やソニー銀行独自の優位性を最大限活用し、更なる飛躍に向けて成長を加速することに重点を置き、「商品・サービスの強化」「ALM（Asset liability management）の向上」「信頼性の向上」に取り組んでまいりました。

商品・サービス面では、平成20年5月より外貨運用の選択肢として外国為替証拠金取引の取り扱いを開始し、加えて、平成20年10月より貯めた外貨（米ドル）を使う機能として2通貨決済機能付クレジットカードの取り扱いを開始し、外貨サービスを強化しました。100%子会社であるソニーバンク証券との金融商品仲介サービスにおいては、平成20年10月より株式などの購入代金や売却代金をソニー銀行・ソニーバンク証券間で自動的に振り替える資金スweepサービスの取り扱いを開始し、利便性を向上させました。住宅ローンでは、平成20年8月より、株式会社セブン銀行がソニー銀行の銀行代理業務を開始したことにより、販売チャネルが強化されました。また、不正出金等への対応策として、1日あたりの振り込み限度額の減額設定をインターネット上で可能にするなど、セキュリティの向上にも努めてまいりました。

内部管理面では、収益分析の精緻化や運用手段の多様化に対応すべく、ALMシステムの構築に取り組みました。

環境保全活動面では、新たに平成20年4月よりグリーン電力証書の導入やお客さまが投資信託で資産運用を行いながら温室効果ガス削減に貢献できるサービスの提供を開始しました。

以上の取り組みの結果、平成21年3月末の預かり資産（預金と投資信託の合計）残高は、主に円預金の増加により、前年度末比12.5%増の1兆4,036億円となりました。主な内訳は、預金残高は1,819億円（15.9%）増加の1兆3,263億円、投資信託は256億円（24.9%）減少し772億円となりました。また、貸出金残高についても順調に推移しており、1,300億円（37.5%）増加の4,770億円となりました。平成21年3月末の口座数は前年度末比11万3千件増の72万3千件となりました。

自己資本比率（国内基準）※<sup>2</sup>は、平成21年3月末現在、13.37%（前年度末9.15%）となりました。

※<sup>2</sup> 平成18年金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しております。なお、平成21年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。

(当年度の当社グループの連結業績)

以上の取り組みを通じまして、経常収益は、生命保険事業、損害保険事業および銀行事業のすべての事業で増加し、前年度比4.6%増の8,603億円となりました。生命保険事業では、保有契約高が堅調に推移し、保険料等収入が増加したことにより、経常収益は前年度比3.4%増の7,662億円となりました。損害保険事業では、自動車保険の新規契約獲得が好調であったことから正味収入保険料が増加し、経常収益は11.2%増の618億円となりました。銀行事業では、業容拡大にともなう運用資産残高の増加により、主に資金運用収益が増加し、経常収益は28.5%増の333億円となりました。

経常費用は、すべての事業で増加し、前年度比6.2%増の8,260億円となりました。生命保険事業では、日本の株式相場の大幅な下落にともなう資産運用費用の増加により、経常費用は前年度比4.5%増の7,337億円となりました。損害保険事業では、自然災害による支払保険金の増加等により、経常費用は13.0%増の597億円となりました。銀行事業では、資金調達費用の増加、システム関連費用を中心とした営業経費の増加およびのれん償却等により経常費用は44.0%増の339億円となりました。

経常利益は、前年度比23.0%減の342億円となりました。内訳は生命保険事業が16.7%減の325億円、損害保険事業が22.7%減の21億円、銀行事業は5億円の経常損失（前年度は24億円の経常利益）となりました。

また、特別損益において、特別利益204億円、特別損失39億円を計上しました。特別利益は、主に、生命保険事業において価格変動準備金の一部を取り崩したことによるものです。特別損失は、主に、損害保険事業において固定資産等処分損を計上したことによるものです。経常利益に特別損益、契約者配当準備金戻入額、法人税及び住民税等、法人税等調整額を加減した当期純利益は、前年度比26.7%増の307億円となりました。

#### 【企業集団の対処すべき課題】

平成21年度のおわが国経済は、欧米を中心とする金融危機と实体经济悪化の負の連鎖が続く中、当面は後退局面が続くものと見込まれております。

保険業界・銀行業界におきましては、金融危機による財務基盤の圧迫を早期に回復し、お客さま・社会からの信用・信頼を取り戻していくこと、また、少子高齢化社会の進展や公的保障制度改革にともなうお客さまニーズの多様化への対応を、激化する競争環境の中で迅速かつ的確に実現していくことが一層求められるようになると思われまます。

このような経営環境において、当社グループは、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、反社会的勢力排除に向けた態勢、個人情報保護等の内部管理態勢の一層充実させつつ、「ビジョン」の実現と持続的な企業価値の拡大を目指して、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

#### ①主要3事業の成長

ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行は、いずれも既存の業界他社と異なるビジネスモデルを実現することで差異化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを個人のお客さまに提供してまいりました。今後も各社の優位性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを高めてまいります。

#### ②クロスセル等グループシナジーの推進

金融業界の規制緩和にともない、個人のお客さまに対する各社の商品販売に向けた連携を拡充できると認識しております。これまで、ソニー生命のライフプランナーが、ソニー損保の自動車保険やソニー銀行の住宅ローンを販売する等のグループ間の連携を図っておりますが、今後も各事業間の連携を強化・拡大させることで、より効率的な顧客開拓を進めてまいります。

#### ③新規事業分野への進出

当社グループの「ビジョン」実現に向けて、既存事業以外の金融商品・サービスを提供する必要がある場合、積極的に新規事業分野への進出を検討してまいります。当該新規事業を通じて、収益源の多様化および収益拡大を進めてまいります。

当社グループは、今後の事業の発展とグループ企業価値拡大のため、引き続き全役職員が業務に邁進してまいります。株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益	758,711	759,280	822,153	860,323
連結経常利益	25,377	18,354	44,500	34,253
連結当期純利益	11,537	10,021	24,255	30,722
連結純資産額	263,040	270,179	261,627	204,897
連結総資産	3,917,048	4,323,780	4,977,450	5,313,677

(注) 平成18年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

### ロ 当社の財産及び損益の状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	7,129	7,243	7,927	7,955
受取配当金	6,500	6,500	6,500	7,000
保険業を営む 子会社等	6,500	6,500	6,500	7,000
銀行業を営む 子会社等	—	—	—	—
その他の 子会社等	—	—	—	—
当期純利益	6,534	6,536	6,620	7,061
1株当たり 当期純利益	3,111円78銭	3,112円83銭	3,100円11銭	3,246円69銭
総資産	193,049	193,150	222,176	222,680
保険業を営む 子会社株式等	145,881	145,881	145,881	155,881
銀行業を営む 子会社株式等	44,071	44,071	50,821	62,821
その他の 子会社株式等	—	—	—	—

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況

#### 【当社】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
当 社	本社	東京都港区南青山一丁目1番1号	平成16年4月1日

#### 【子会社等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
ソニー生命保険(株)	本社	東京都港区南青山一丁目1番1号	昭和54年8月10日
ソニー損害保険(株)	本社	東京都大田区蒲田五丁目37番1号	平成10年6月10日
ソニー銀行(株)	本社	東京都港区赤坂二丁目9番11号	平成13年4月2日

(注) 子会社等のうち主要な3社について記載しております。また、会社設立の日を設置年月日として記載しております。

### (4) 企業集団の使用人の状況

#### 【当社】

会社名	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
当 社	20名	30名	10名	41.7歳	2.4年	538千円

- (注) 1. 当社使用人には、ソニー(株)、ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)およびソニー銀行(株)からの出向者を含んでおります。
2. 使用人数には、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。)を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、平成21年3月の平均給与月額(時間外手当を含みます。)であり、賞与は含んでおりません。

#### 【子会社等】

会社名	前期末	当期末	当期増減(△)
ソニー生命保険(株)	5,372名	5,631名	259名
ソニー損害保険(株)	651名	752名	101名
ソニー銀行(株)	157名	199名	42名

- (注) 1. 子会社等のうち主要な3社について記載しております。
2. 使用人数には、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。)を含んでおりません。

### (5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (6) 企業集団の資金調達状況

### 【当社】

該当事項はありません。

### 【子会社等】

ソニー生命保険(株)は、平成20年5月、当社への株主割当増資100億円（1株につき2,000円）を実施しております。

ソニー銀行(株)は、平成20年4月、および同年11月に当社への株主割当増資それぞれ60億円（1株につき100,000円）合計120億円を実施しております。

## (7) 企業集団の設備投資状況

### イ 設備投資の総額

#### 【当社】

(単位：百万円)

会社名	金額
当 社	12

#### 【子会社等】

(単位：百万円)

会社名	金額
ソニー生命保険(株)	7,602
ソニー損害保険(株)	2,172
ソニー銀行(株)	1,634

(注) 子会社等のうち主要な3社について記載しております。

### ロ 重要な設備の新設等

#### 【当社】

該当事項はありません。

#### 【子会社等】

上記「イ 設備投資の総額」に記載の金額のうち、主なものは各社におけるソフトウェア開発であり、それぞれ以下のとおりとなっております。また、ソニー損害保険(株)において、平成18年度からシステムとオペレーションの効率化を目的に進めていた新システム開発を中断し、開発方針を見直すこととしたことにもない、無形固定資産（ソフトウェア仮勘定）として計上していたソフトウェア資産のうち今後使用が確実視されない3,756百万円を除却しております。

(単位：百万円)

会社名	金額
ソニー生命保険(株)	5,617
ソニー損害保険(株)	2,074
ソニー銀行(株)	1,424

(注) 子会社等のうち主要な3社について記載しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当社の議決権比率	備考
ソニー㈱	東京都港区	電気・電子機械器具の 製造、販売	昭和21年 5月7日	630,765百万円	60.0%	商号・商標使用許諾契約の締結、役員の兼任等・出向者の受入

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
ソニー生命保険㈱	東京都港区	生命保険業	昭和54年 8月10日	70,000百万円	100.0%	
Sony Life Insurance (Philippines)Corporation	Philippines Makati City	生命保険業	平成10年 8月26日	937百万フィリピンペソ	100.0% (100.0%)	
ソニー損害保険㈱	東京都大田区	損害保険業	平成10年 6月10日	20,000百万円	100.0%	
ソニー銀行㈱	東京都港区	銀行業	平成13年 4月2日	31,000百万円	100.0%	
ソニーバンク証券㈱	東京都港区	金融商品取引業	平成19年 6月19日	1,500百万円	100.0% (100.0%)	
ソニーライフ・エイゴン・ プランニング㈱	東京都港区	生命保険業についての市場開発 並びに販売のための調査及び企画等	平成19年 8月29日	3,000百万円	50.0% (50.0%)	

(注) 1. 連結子会社および持分法適用の関連会社を記載しております。

2. 当社の議決権比率欄の( )内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。

## (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(平成21年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
徳中 暉久	代表取締役社長 監査部担当	ソニー銀行(株) 取締役	
藤方 弘道	代表取締役副社長 経営企画部、総合管理部、 経理部、広報・IR部担 当	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役	
於久田 太郎	取締役	ソニー生命保険(株) 代表取締役社長	
山本 真一	取締役	ソニー損害保険(株) 代表取締役社長	
石井 茂	取締役	ソニー銀行(株) 代表取締役社長 兼 CEO	
大根田 伸行	取締役	ソニー(株) 執行役 EVP 兼 CFO	
池田 靖	取締役 (社外役員)	三宅・今井・池田法律事務所 パートナー (株)角川グループホールディングス 監査役 日本金属工業(株) 取締役	
安田 隆二	取締役	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 ソニー(株) 取締役 昭栄(株) 取締役 (株)大和証券グループ本社 取締役 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役 富士火災海上保険(株) 取締役 (株)バンテック 取締役	
佐野 宏	常勤監査役 (社外役員)	ソニー生命保険(株) 監査役 ソニー損害保険(株) 監査役	
長坂 武見	監査役 (社外役員)	ソニー(株) VP 経理部門長	同氏はソニー(株)において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
上田 ひろし	監査役 (社外役員)	ソニー銀行(株) 常勤監査役	
佐藤 聡	監査役	ソニー生命保険(株) 常勤監査役	
矢島 孝俊	監査役	ソニー損害保険(株) 常勤監査役 ソニー生命保険(株) 監査役	
( 兒玉 雅弘 )	( 監査役 )		平成20年6月26日辞任

- (注) 1. 「CEO」はチーフエグゼクティブオフィサー、「EVP」はエグゼクティブヴァイスプレジデント、「CFO」はチーフフィナンシャルオフィサー、「VP」はヴァイスプレジデントの略であります。  
2. 大根田伸行氏は、平成21年4月1日にソニー(株)の代表執行役EVP兼CFOに就任いたしました。また、平成21年6月19日に同社取締役 代表執行役 副社長に就任する予定であります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等 (報酬以外の金額)
取 締 役	3	150 (23)
監 査 役	1	21 (1)
計	4	172 (25)

- (注) 1. 「報酬等」のうち「報酬以外の金額」には、当年度に係る退職慰労金の引当金25百万円（取締役23百万円、監査役1百万円）を含んでおります。
2. 取締役および監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりです。ただし、「報酬以外の金額」は、この報酬限度額に含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	年額 300
監 査 役	年額 30
計	年額 330

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼任その他の状況

(平成21年3月31日現在)

氏名	兼任その他の状況	当社との関係
池田 靖	榊角川グループホールディングス	社外監査役
	日本金属工業(株)	社外取締役
佐野 宏	ソニー生命保険(株)	社外監査役
	ソニー損害保険(株)	社外監査役
長坂 武見	ソニー(株)	使用人
	S-LCD Corporation	社外監査役
	ソニーマーケティング(株)	社外監査役
	ソニーイーエムシーエス(株)	社外監査役
上田 ひろし	ソニー銀行(株)	社外監査役

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
池田 靖	2年 (平成19年6月就任)	【取締役会】 14回すべてに出席	長年にわたる弁護士としての経験に基づき、主に企業法務に関する専門的見地から、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
佐野 宏	5年 (平成16年4月就任、 平成17年6月再任、 平成19年6月再任)	【取締役会】 14回すべてに出席 【監査役会】 12回すべてに出席	長年にわたる金融機関勤務の経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
長坂 武見	5年 (平成16年4月就任、 平成17年6月再任、 平成19年6月再任)	【取締役会】 14回のうち12回出席 【監査役会】 12回のうち8回出席	長年にわたり経理業務に従事した経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
上田 ひろし	5年 (平成16年4月就任、 平成17年6月再任、 平成19年6月再任)	【取締役会】 14回すべてに出席 【監査役会】 12回すべてに出席	長年にわたる金融機関勤務の経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
池田 靖	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等（報酬以外の金額）	当社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	3	27（1）	20

- (注) 1. 「当社からの報酬等」のうち「報酬以外の金額」には、当年度に係る退職慰労金の引当金1百万円（監査役1百万円）を含んでおります。
2. 「当社の親会社等からの報酬等」には、社外役員が当社の親会社であるソニー(株)またはその子法人等（当社の子法人等を含みます）から役員として受けている報酬等を記載しております。この報酬等には、当年度に係る退職慰労金の引当金を含んでおります。

### (5) 社外役員の意見

該当事項はありません。



#### 4. 株式に関する事項

##### (1) 株式数

発行可能株式総数 8,000千株  
発行済株式の総数 2,175千株

(2) 当年度末株主数 26,399名

##### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
ソニー株式会社	1,305,000株	60.00%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	64,587	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	54,623	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	48,573	2.23
ザチェースマンハッタンバンク 385036	46,463	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	44,357	2.03
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103	31,013	1.42
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	26,020	1.19
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エスエルオムニバス アカウント	24,498	1.12
メロンバンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	15,210	0.69

#### 5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 大塚 啓一 指定社員 丸山 琢永	47百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制の構築に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。
	うち会計監査人としての報酬等の額 40百万円	

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は326百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

#### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、当社は会計監査人の適切性などを勘案して再任または不再任の決定を行う方針です。

#### ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

### 内部統制システム構築の基本方針

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
- ④取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員および子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
- ⑦取締役会は、内部監査の基本方針として内部監査規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議および決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令および当該規則等に従い適切に保存し管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社および子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ③取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、コンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
  - ② 取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体および連結の中期事業計画・年度事業計画を策定し、管理する。
  - ③ 事業計画策定担当部署は、定期的に事業計画の進捗状況を取締役に報告する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社と経営管理契約を締結し、当該契約に基づく経営管理を行うことにより、子会社の業務の適正を確保する。
  - ② 当社は、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引、グループ内の業務提携または新規事業を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。
  - ③ 当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査および外部監査の結果を監視し検証する。
  - ④ 当社および子会社は、親会社に当社グループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査役を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
  - ② 取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- (9) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

## 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10. その他

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	42,794	保険契約準備金	3,680,731
コールローン及び買入手形	95,709	支払備金	34,843
買入金銭債権	16,163	責任準備金	3,643,348
金銭の信託	608,846	契約者配当準備金	2,539
有価証券	3,703,062	代理店借	1,216
貸出金	597,542	再保険借	1,042
有形固定資産	83,619	預金	1,325,320
土地	33,076	コールマネー及び売渡手形	10,000
建物	47,790	借入金	2,000
リース資産	340	外国為替	8
建設仮勘定	1,179	その他負債	68,086
その他の有形固定資産	1,232	賞与引当金	2,251
無形固定資産	18,788	退職給付引当金	13,435
ソフトウェア	16,710	役員退職慰労引当金	310
のれん	2,004	価格変動準備金	3,666
リース資産	0	金融商品取引責任準備金	1
その他の無形固定資産	72	繰延税金負債	0
代理店貸	1	再評価に係る繰延税金負債	706
再保険貸	144	<b>負債の部合計</b>	<b>5,108,779</b>
外国為替	6,355	(純資産の部)	
その他資産	91,424	資本金	19,900
繰延税金資産	49,889	資本剰余金	195,277
貸倒引当金	△665	利益剰余金	△2,251
<b>資産の部合計</b>	<b>5,313,677</b>	株主資本合計	212,925
		その他有価証券評価差額金	△4,853
		繰延ヘッジ損益	△1,449
		土地再評価差額金	△1,475
		為替換算調整勘定	△248
		評価・換算差額等合計	△8,028
		<b>純資産の部合計</b>	<b>204,897</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,313,677</b>

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>860,323</b>
生 命 保 険 事 業	765,145
保 険 料 等 収 入	661,676
保 険 料	660,308
再 保 険 収 入	1,368
資 産 運 用 収 益	99,064
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	56,056
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	1,084
有 価 証 券 売 却 益	32,145
有 価 証 券 償 還 益	807
金 融 派 生 商 品 収 益	8,937
そ の 他 運 用 収 益	33
そ の 他 経 常 収 益	4,404
損 害 保 険 事 業	61,872
保 険 引 受 収 益	61,137
正 味 収 入 保 険 料	61,106
積 立 保 険 料 等 運 用 益	31
資 産 運 用 収 益	718
利 息 及 び 配 当 金 収 入	685
有 価 証 券 売 却 益	61
有 価 証 券 償 還 益	3
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△31
そ の 他 経 常 収 益	16
銀 行 事 業	33,306
資 金 運 用 収 益	22,046
貸 出 金 利 息	9,293
有 価 証 券 利 息 配 当 金	10,452
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2,021
預 け 金 利 息	10
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	10
そ の 他 の 受 入 利 息	258
役 務 取 引 等 収 益	2,106
そ の 他 業 務 収 益	9,035
外 国 為 替 売 買 益	7,938
そ の 他 の 業 務 収 益	1,096
そ の 他 経 常 収 益	118

科 目		金 額
経生	常保費事業用	826,070
生命	支除金	733,544
保	支除金	274,793
保	支除金	62,102
保	支除金	7,111
保	支除金	32,898
保	支除金	168,137
保	支除金	2,172
保	支除金	2,371
保	支除金	219,075
保	支除金	1,708
保	支除金	217,327
保	支除金	39
保	支除金	133,545
保	支除金	42
保	支除金	856
保	支除金	16,157
保	支除金	31,899
保	支除金	262
保	支除金	2,382
保	支除金	134
保	支除金	2,932
保	支除金	6,664
保	支除金	72,212
保	支除金	93,883
保	支除金	12,246
損	受保費	59,257
保	受保費	43,829
保	受保費	29,952
保	受保費	3,632
保	受保費	681
保	受保費	1,482
保	受保費	8,079
保	受保費	0
保	受保費	177
保	受保費	143
保	受保費	29
保	受保費	4
保	受保費	15,242
保	受保費	7
銀	業費	33,268
資	業費	15,394
資	業費	14,501
資	業費	58
資	業費	38
資	業費	796
資	業費	0
資	業費	1,225
資	業費	5,107
資	業費	11,264
資	業費	275
益	益	34,253
特	益	20,471
特	益	1
特	益	20,470
特	益	3,879
特	益	20
特	益	16
契	約金	429
法	約金	51,238
法	約金	14,915
法	約金	5,600
法	約金	20,516
法	約金	30,722

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	19,900
当期末残高	19,900
資本剰余金	
前期末残高	195,277
当期末残高	195,277
利益剰余金	
前期末残高	△26,417
当期変動額	
剰余金の配当	△6,525
当期純利益	30,722
持分法の適用範囲の変動	△31
当期末残高	△2,251
株主資本合計	
前期末残高	188,759
当期変動額	
剰余金の配当	△6,525
当期純利益	30,722
持分法の適用範囲の変動	△31
当期末残高	212,925
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	74,902
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△79,756
当期末残高	△4,853
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△1,345
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△104
当期末残高	△1,449
土地再評価差額金	
前期末残高	△1,475
当期末残高	△1,475



科	目	金	額
為替換算調整勘定			
前期末残高			786
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,035
当期末残高			△248
評価・換算差額等合計			
前期末残高			72,868
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△80,896
当期末残高			△8,028
純資産合計			
前期末残高			261,627
当期変動額			
剰余金の配当			△6,525
当期純利益			30,722
持分法の適用範囲の変動			△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△80,896
当期末残高			204,897

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社は、ソニー生命保険株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーバンク証券株式会社の5社です。
  - (2) 連結の範囲から除外した子会社はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の関連会社数  
ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社1社です。  
なお、ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。
  - (2) 持分法を適用していない関連会社  
該当する事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
Sony Life Insurance (Philippines) Corporationの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該子会社の決算日の財務諸表を使用しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法を採用しております。  
(会計方針の変更)  
従来、部分時価評価法によっておりましたが、当連結会計年度から全面時価評価法に変更しております。この変更は、連結子会社の資産及び負債の評価方法として全面時価評価法がより合理的な方法として定着しつつある動向を踏まえたものであります。なお、この変更による連結計算書類に与える影響はありません。
5. のれんの償却に関する事項  
5年間の定額法により償却を行っております。
6. 会計方針に関する事項
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては移動平均法による償却原価法（定額法）又は原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
時価法によっております。
  - (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法  
主として、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 2～45年 動産 2～20年

- (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法  
定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
- (5) リース資産の減価償却の方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (6) 貸倒引当金の計上方法  
債権等の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権等については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間の貸倒実績率等に基づいて計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
- (7) 賞与引当金の計上方法  
従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金の計上方法  
従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。  
会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (9) 役員退職慰労引当金の計上方法  
役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (10) 価格変動準備金の計上方法  
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (11) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (12) ヘッジ会計の方法  
銀行子会社の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。共に、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

- (13) 消費税及び地方消費税の会計処理方法  
税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (14) 責任準備金の積立方法  
保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。  
イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）  
ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、標準純保険料式
- (15) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更  
(i) 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い  
国内の生命保険子会社においては、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、有価証券は163百万円増加、繰延税金資産は59百万円減少、その他有価証券評価差額金は104百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については有価証券に関する注記の「保有目的を変更した有価証券」に記載しております。  
(ii) リース取引に関する会計基準  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- (16) 表示方法の変更  
連結損益計算書関係  
金額的重要性が増したため、当連結会計年度から「その他業務収益」中の「外国為替売買益」を内訳項目として表示しております。なお、前連結会計年度における「その他業務収益」に含まれる「外国為替売買益」は、5,773百万円であります。
- (17) 追加情報  
(i) その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更  
銀行子会社においては、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が2,891百万円増加、「繰延税金資産」が240百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,650百万円増加しております。  
なお、「合理的に算定された価額」の決定にあたっては、当連結会計年度末日を基準としたCMT（コンスタント・マチュリティ・トレジャリー）モデルにより価格を算出しております。主要な価格決定変数である利子率については、基準日における日本国債のフォワードレートを使用しております。また、割引率については日本国債のイールドカーブに一定の流動性リスクを考慮した値を使用しております。

(ii) 危険準備金の取り崩し

国内の生命保険子会社においては、保険業法施行規則第69条及び金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準（平成10年大蔵省告示第231号）第6条第2項に基づき、利益損のてん補に充てるため、危険準備金につき当連結会計年度において19,000百万円の取り崩しを行っております。

(iii) 価格変動準備金の取り崩し

国内の生命保険子会社においては、保険業法第115条第2項に基づき、株式等の売買、評価換及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損の額が株式等の売買、評価換及び外国為替相場の変動による利益の額並びに償還益の額を超える額のてん補に充てるため、当連結会計年度において21,207百万円の取り崩しを行っております。

(連結貸借対照表の注記)

- 貸出金のうち、破綻先債権は64百万円（貸倒引当金控除前）、延滞債権は674百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は225百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 国内の生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
  - 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
  - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、14,176百万円であります。
- 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、275,160百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
- 国内の生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前事業年度末現在高	4,506百万円
当事業年度契約者配当金支払額	1,577百万円
利息による増加等	39百万円
契約者配当準備金戻入額	429百万円
当事業年度末現在高	2,539百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,266百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形 10,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券92,602百万円を差し入れております。

8. 銀行子会社の当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,557百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが11,557百万円あります。

(連結損益計算書の注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,175	—	—	2,175
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,525百万円	3,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,525百万円	3,000円	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 94,205円75銭

2. 1株当たり当期純利益 14,125円14銭

算定上の基礎である当期純利益は30,722百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は2,175千株であります。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額
260,401	△73,616

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	うち差益	
				うち差益	うち差損
公社債	1,423,075	1,450,943	27,867	30,004	2,137
国債・地方債	1,412,868	1,440,643	27,774	29,884	2,109
社債	10,206	10,299	92	120	27
その他	42,524	42,372	△151	15	167
合計	1,465,599	1,493,315	27,715	30,020	2,304

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち差益	
				うち差益	うち差損
公社債	1,602,956	1,618,569	15,613	37,022	21,408
国債・地方債	1,057,037	1,084,890	27,853	31,493	3,640
社債	545,918	533,679	△12,239	5,528	17,767
株式	46,072	47,970	1,897	4,115	2,217
その他	315,998	298,683	△17,315	790	18,105
合計	1,965,026	1,965,222	196	41,928	41,732

(注) その他有価証券で時価のある有価証券について34,402百万円の減損処理を行っております。なお、当連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行っております。

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益	売却損
861,922	32,456	18,024

時価評価されていない有価証券の主な内容

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	2,795
その他有価証券	25,206
株式	4
その他	25,201
合計	28,002

(注) 時価評価されていない有価証券のうち、その他有価証券について399百万円の減損処理を行っております。なお、当連結会計年度末の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行っております。

保有目的を変更した有価証券

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）に基づき、当連結会計年度において、一部有価証券につき、その他有価証券から満期保有目的の債券へ保有目的の区分変更を行っております。

- (1) 有価証券の概要：日経平均連動債
- (2) 振替時の時価：41,266百万円
- (3) 変更日と事由：昨今の市場環境の著しい変化によって、同債券の流動性が極端に低下しており、適正な価格で売却することが困難な状況が相当程度継続しているため、平成20年12月17日に変更を行いました。
- (4) 当連結会計年度末の時価：41,262百万円
- (5) 連結貸借対照表計上額：41,426百万円
- (6) 連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額：△8,658百万円

その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
公社債	178,921	565,455	603,313	1,693,954
国債・地方債	69,732	195,955	555,740	1,676,290
社債	109,188	369,460	47,573	17,663
その他	75,150	203,977	25,851	43,622
合計	254,071	769,432	629,165	1,737,577



(金銭の信託の時価、評価差額等に関する注記)

運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
32,020	△4,413

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	評価差額の内訳	
				うち差益	うち差損
その他の金銭の信託	568,520	576,826	8,306	17,478	9,172

- (注) 1. 本表には合同運用の金銭信託271百万円を含んでおります。  
2. 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託について12,605百万円の減損処理を行っております。なお、金銭の信託において信託財産として運用している有価証券の減損については、当連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行っております。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループが利用している主要なデリバティブ取引は次のとおりです。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引等

通貨関連：先物為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、外国為替証拠金取引

債券関連：債券先物取引、債券オプション取引等

株式関連：株価指数オプション取引、個別株式オプション取引、株価指数先物取引

その他：クレジットデリバティブ取引

(2) 取引に対する取組方針

当社グループでは、資産・負債の総合的コントロールを実現すべくデリバティブ取引を活用します。これらの取引は資産・負債の各種特性に応じたヘッジ目的での利用を基本としておりますが、リスクの特定及び管理可能なデリバティブ取引については、あらかじめ定めた極度等の範囲内において、ヘッジ目的以外で取り組むことができることとしております。

(3) 取引の利用目的

当社グループのデリバティブ取引は、資産・負債の総合的コントロールを実現すべく、主にヘッジ目的でデリバティブ取引を利用しております。取引組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の目的を事前に設定し、取引の許容範囲を明確にしております。

銀行子会社の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、貸出金を一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、当該グループ毎に金利スワップ取引をヘッジ手段として指定し、包括ヘッジを適用しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、

個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、時価ヘッジを適用しております。銀行子会社においては、ヘッジ目的でのデリバティブ利用以外に、あらかじめ定められた極度の範囲内において、短期的な金利・為替見通しに基づくトレーディングを実行する担当部門を設置し、機動的な取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

当社グループが取り組むデリバティブ取引は、現物資産と同様に市場リスク（金利・株価・為替等市場環境の変化によりデリバティブ取引の価値が減少し損失を被るリスク）、信用リスク（デリバティブ取引の相手先やクレジットデフォルトスワップにおける対象企業が倒産等により契約不履行に陥り損失を被るリスク）、市場流動性リスク（市場の流動性の低下により適正な価格・数量での取引が困難になるリスク）が存在します。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、持株会社がリスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を決定し、各グループ会社がその基本方針に則って管理体制を整備し、リスク管理を行っております。

持株会社・グループ会社では各々取締役会・経営会議に対して定期的にデリバティブ取引に係る情報を含むリスクの状況及び極度等の遵守状況などのリスク管理報告がなされており、リスク管理・運営に関する重要事項を協議・決定しております。また、当該取締役会・経営会議の下部組織として、持株会社ではリスク管理会議、グループ各社では投資委員会、リスク管理委員会、資産運用モニタリング会議、ALM委員会等を設置しており、適正なリスク管理の実現に努めております。加えて、取引実行部門と事務・管理部門の分離により、取引の締結・執行及びリスク量・損益の算出において厳正なチェック機能が働く態勢としております。

デリバティブ取引を含めた市場リスク・信用リスク等の極度に関しては、各グループ会社の資産・負債特性、規模等に応じ、統計的手法を用いたVaR（バリュー・アット・リスク）極度や、格付別有価証券保有残高極度等が設定されており、各グループ会社が設定する極度のうち重要なものに関しては、持株会社からガイドラインを提示することにより、グループを総合したリスク管理を実現しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ	169,864	151,640	△4,738	△4,738
合計		—	—	△4,738	△4,738

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定方法：店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ 為替予約	1,791	—	△11	△11
	売建	115,880	—	△1,053	△1,053
	買建	268,513	—	4,716	4,716
	外国為替証拠金				
	売建	15,668	—	451	451
	買建	14,009	—	393	393
	通貨オプション				
	売建	404	—	△13	△5
	合計	—	—	4,482	4,490

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定方法：割引現在価値等により算定しております。
3. 引直し対象の先物為替予約も上記に含めて記載しております。

## (3) クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	981	981	△223	△223
	買建	10,837	9,837	1,135	1,135
	合計	—	—	912	912

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定方法：割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (退職給付に関する注記)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

国内の生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度（平成20年5月より導入）を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	金額
退職給付債務	△23,504
年金資産	4,538
未積立退職給付債務	△18,965
会計基準変更時差異の未処理額	2,486
未認識数理計算上の差異	5,065
未認識過去勤務債務	△774
連結貸借対照表計上額純額	△12,189
前払年金費用	1,246
退職給付引当金	△13,435

(注) 当社及び一部の連結子会社は、退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	金額
勤務費用	2,059
利息費用	279
期待運用収益	△141
会計基準変更時差異の費用処理額	414
数理計算上の差異の費用処理額	132
過去勤務債務の費用処理額	△129
その他	237
退職給付費用	2,852

(注) 1. 簡便法を採用している当社及び一部の連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

2. 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額等であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準又はポイント基準
割引率 (%)	1.3～1.4
期待運用収益率 (%)	3.3
過去勤務債務の額の処理年数 (年)	10
数理計算上の差異の処理年数 (年)	7～10
会計基準変更時差異の処理年数 (年)	15

## 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,774	流 動 負 債	100
現金及び預金	2,135	未払費用	25
繰延税金資産	24	未払法人税等	10
未収入金	244	未払事業所税	1
未収還付法人税等	1,363	未払配当金	9
その他	6	賞与引当金	47
固 定 資 産	218,905	その他	6
(有形固定資産)	(21)	固 定 負 債	147
建物	12	退職給付引当金	31
工具器具備品	9	役員退職慰労引当金	115
(無形固定資産)	(29)	負 債 の 部 合 計	248
ソフトウェア	29	純 資 産 の 部	
その他	0	資 本 金	19,900
(投資その他の資産)	(218,854)	資 本 剰 余 金	195,277
関係会社株式	218,702	資 本 準 備 金	195,277
繰延税金資産	57	利 益 剰 余 金	7,255
その他	94	その他利益剰余金	7,255
資 産 の 部 合 計	222,680	繰越利益剰余金	7,255
		株 主 資 本 合 計	222,432
		純 資 産 の 部 合 計	222,432
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	222,680

## 損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	7,955
関係会社受入手数料	955
関係会社受取配当金	7,000
営 業 費 用	868
販売費及び一般管理費	868
営 業 利 益	7,087
営 業 外 収 益	19
受取利息	18
雑収入	1
経 常 利 益	7,106
税 引 前 当 期 純 利 益	7,106
法人税、住民税及び事業税	57
法人税等調整額	△12
法 人 税 等 合 計	45
当 期 純 利 益	7,061

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	19,900
当期末残高	19,900
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	195,277
当期末残高	195,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	6,718
当期変動額	
剰余金の配当	△6,525
当期純利益	7,061
当期末残高	7,255
株主資本合計	
前期末残高	221,895
当期変動額	
剰余金の配当	△6,525
当期純利益	7,061
当期末残高	222,432
純資産合計	
前期末残高	221,895
当期変動額	
剰余金の配当	△6,525
当期純利益	7,061
当期末残高	222,432

### (重要な会計方針)

1. 関係会社株式の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法を採用しております。  
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具器具備品	5～20年
  - (2)無形固定資産(リース資産を除く)  
自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3)リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 賞与引当金の計上方法  
従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. 退職給付引当金の計上方法  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。
5. 役員退職慰労引当金の計上方法  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理  
税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

### (貸借対照表関係)

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 32百万円  |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 244百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 10百万円  |



(損益計算書関係)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
関係会社受入手数料	955百万円
関係会社受取配当金	7,000百万円
役員提供料	125百万円

(株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産の発生の主な原因

役員退職慰労引当金	47百万円
賞与引当金	19百万円
未払事業税	5百万円
退職給付引当金	9百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	82百万円
評価性引当額	一百万円
繰延税金資産合計	82百万円
繰延税金資産の純額	82百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

当事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	2百万円
1年超	1百万円
合計	3百万円

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー㈱	東京都港区	630,765	製造業	(被所有) 直接 60	出向者の受入、 役員の兼任等	出向者給与の 支払	32	未払費用	2

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

## 2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー生命保険 ㈱	東京都港区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員兼任	経営管理料の 受入※1 出向者給与の 支払※2 出向者給与の 受入※3 増資の引受	789 70 11 10,000	未収入金 未払費用 未収入金 —	200 5 1 —
	ソニー損害保険 ㈱	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、役員 兼任	経営管理料の 受入※1	75	未収入金	19
	ソニー銀行㈱	東京都港区	31,000	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員兼任	経営管理料の 受入※1 出向者給与の 支払※2 増資の引受	89 23 12,000	未収入金 未払費用 —	22 2 —

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

### (1株当たり情報に関する事項)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 102,267円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3,246円69銭   |

算定上の基礎である当期純利益は7,061百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は2,175千株であります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸山 琢永 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 啓一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸山 琢永 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月4日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐野 宏 (印)

監査役 長坂 武見 (印)

監査役 上田 ひろし (印)

監査役 佐藤 聡 (印)

監査役 矢島 孝俊 (印)

(注) 監査役佐野宏、監査役長坂武見及び監査役上田ひろしは、会社法第2条第16号および同法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主資本利益率の向上と株主に対する利益還元を経営の最重要課題の1つであると認識しております。配当方針については、グループ各社のお客さまの信頼を維持・獲得するために必要な高い健全性を維持するとともに、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主への安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、当年度の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたく存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3,000円といたしたく存じます。  
なお、この場合の配当総額は6,525,000,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成21年6月24日といたしたく存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- ①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が振替制度に一斉移行（株券電子化）したことに伴い、株券の存在を前提とした規定を削除するものであります。（現行定款第7条）
- ②「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）の廃止にともない、実質株主名簿に関する定義規定を削除のうえ、株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務を変更案の附則に規定するものであります。（現行定款第8条、変更案第7条、変更案附則）
- ③株主権の行使手続を「株式取扱規則」に委任することを明確にするものであります。（現行定款第9条、変更案第8条）
- ④現行定款第7条の削除にともない、以後の条数の繰り上げを行うものであります。（現行定款第8条以下、変更案第7条以下）
- ⑤その他所要の字句の修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 （記載事項省略）  （株券の発行） 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>  （株主名簿管理人） 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>	第6条 （現行どおり）  （削除）  （株主名簿管理人） 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。



現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)  第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 (記載事項省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第21条 (記載事項省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第22条 取締役会の開催は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。  2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規則)  第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第24条 (記載事項省略)</p> <p>(取締役会の書面決議)  第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第26条 (記載事項省略)</p>	<p>(株式取扱規則)  第8条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第9条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第21条 取締役会の開催は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にその通知を発するものとする。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。  2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規則)  第22条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の書面決議)  第24条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条～第33条 (記載事項省略)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第35条～第36条 (記載事項省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第37条 (記載事項省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (記載事項省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたく存じます。取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	とく なか てる ひさ 徳 中 暉 久 (昭和20年8月9日)	昭和 44年 4月 ソニー(株) 入社 平成 11年 7月 ソニー生命保険(株) 取締役 平成 12年 4月 ソニー(株) 代表取締役副社長兼CFO 平成 12年 6月 同社 代表取締役 執行役員副社長兼CFO 平成 15年 6月 同社 取締役 代表執行役員副社長兼グループCSO 平成 16年 4月 当社 取締役 平成 16年 6月 当社 代表取締役社長（現在） 平成 16年 12月 (株)ソニーファイナンスインターナショナル 取締役 平成 17年 6月 ソニー損害保険(株) 取締役 平成 18年 6月 ソニー銀行(株) 取締役（現在） <当社における地位、担当> 代表取締役社長、監査部担当	47株
2	ふじ かた ひろ みち 藤 方 弘 道 (昭和20年1月28日)	昭和 43年 4月 ソニー(株) 入社 昭和 62年 7月 ソニー・ブルデンシャル生命保険(株)（現 ソニー生命保険(株)）取締役 平成 4年 7月 ソニー生命保険(株) 専務取締役 平成 11年 7月 同社 常勤監査役 平成 15年 11月 ソニー(株) 金融事業企画室統括部長 ソニー生命保険(株) 監査役 平成 16年 3月 ソニー生命保険(株) 取締役（現在） 平成 16年 4月 当社 代表取締役副社長（現在） 平成 17年 6月 ソニー損害保険(株) 取締役（現在） <当社における地位、担当> 代表取締役副社長、 経営企画部、総合管理部、経理部、広報・IR部、人事・総務部担当	28株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当 社の株式数
3	い はら かつ み 井 原 勝 美 (昭和25年9月24日)	昭和 56年 5月 ソニー(株) 入社 平成 9年 6月 同社 執行役員常務 平成 12年 6月 同社 執行役員上席常務 平成 13年 10月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ・ エー・ビー 社長 平成 16年 6月 ソニー(株) 執行役副社長兼グループCSO&CFO 平成 17年 6月 同社取締役 代表執行役 副社長 平成 17年 6月 当社取締役 平成 21年 4月 ソニー(株) 業務執行役員 副社長 (現在)	一株
4	お ぐ だ た ろ う 於 久 田 太 郎 (昭和20年5月23日)	昭和 43年 4月 ソニー(株) 入社 昭和 62年 7月 ソニー・プルデンシャル生命保険(株) (現 ソニー生命 保険(株)) 取締役 平成 4年 7月 ソニー生命保険(株) 専務取締役 平成 13年 7月 同社 取締役 執行役員専務 平成 15年 7月 同社 取締役 執行役員副社長 平成 18年 6月 同社 代表取締役社長 (現在) 当社 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー生命保険(株) 代表取締役社長	64株
5	や ま も と し ん い ち 山 本 真 一 (昭和23年1月1日)	昭和 47年 8月 ソニー企業(株) 入社 平成 8年 4月 ソニー(株) ロジスティクスセンター長 平成 10年 9月 ソニーインシュアランスプランニング(株) 代表取締役社長 平成 11年 9月 ソニー損害保険(株) 代表取締役社長 (現在) 平成 16年 4月 当社 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー損害保険(株) 代表取締役社長	14株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当 社の株式数
6	いし い しげる 石 井 茂 (昭和29年7月31日)	昭和 53年 4月 山一証券(株) 入社 平成 10年 6月 ソニー(株) 入社 平成 13年 4月 ソニー銀行(株) 代表取締役社長 平成 16年 4月 当社取締役 (現在) 平成 20年 5月 ソニー銀行(株) 代表取締役社長兼CEO (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー銀行(株) 代表取締役社長兼CEO	5株
7	おおねだ のぶ ゆき 大根田 伸 行 (昭和20年5月6日)	昭和 44年 4月 ソニー(株) 入社 平成 12年 5月 同社 グループ役員 平成 14年 6月 同社 執行役員常務 平成 15年 6月 同社 業務執行役員常務 平成 16年 6月 同社 執行役 常務 平成 17年 6月 同社 執行役 EVP兼CFO 平成 17年 9月 当社 取締役 (現在) 平成 21年 4月 ソニー(株) 代表執行役 EVP兼CFO (現在) <当社における地位、担当> 取締役 <他の法人等の代表状況> ソニー(株) 代表執行役 EVP兼CFO	一株
8	いけ だ やすし 池 田 靖 (昭和21年4月18日)	昭和 47年 4月 弁護士登録、三宅・今井法律事務所入所 昭和 52年 4月 三宅・今井・池田法律事務所パートナー (現在) 昭和 59年 5月 (株)大沢商会管財人代理 平成 9年 3月 (株)京樽管財人 平成 13年 6月 (株)角川書店 (現 (株)角川グループホールディングス) 監査役 (現在) 平成 19年 6月 当社 取締役 (現在) 日本金属工業(株) 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
9	やすだ りゅうじ 安田 隆二 (昭和21年4月28日)	昭和 54年 1月 McKinsey & Company 入社 昭和 61年 6月 McKinsey & Company パートナー 平成 3年 6月 McKinsey & Company ディレクター 平成 8年 6月 A. T. Kearney, Inc. マネージングディレクター・アジア総代表 平成 15年 6月 (株)ジェイ・ウィル・パートナーズ 取締役会長 (株)大和証券グループ本社 取締役 (現在) 平成 16年 3月 昭栄(株) 取締役 (現在) 平成 16年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (現在) 平成 17年 6月 富士火災海上保険(株) 取締役 (現在) 平成 18年 11月 (株)バンテック・グループ・ホールディングス (現 (株)バンテック) 取締役 (現在) 平成 19年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役 (現在) 平成 19年 6月 ソニー(株) 取締役 (現在) 平成 20年 6月 当社 取締役 (現在) <当社における地位、担当> 取締役	一株

- (注) 1. ソニー株式会社は、当社の親会社であります。当社は、ソニー株式会社から出向者の受入等を行っております。
2. 徳中暉久氏は、平成15年6月より平成16年6月に当社代表取締役社長に就任するまで、ソニー株式会社の取締役 代表執行役 副社長兼CS0でありました。
3. 井原勝美氏は、平成16年6月よりソニー株式会社の執行役 副社長兼グループCS0&CF0、平成17年6月より同社の取締役 代表執行役 副社長、平成21年4月より同社の業務執行役員 副社長を務めておりますが、平成21年6月22日までに、同社を退職するとともに、ソニー株式会社が出資する当社グループ以外の関係会社役員を全て退任する予定であります。
4. 大根田伸行氏は、ソニー株式会社の代表執行役EVP兼CF0であります。また、平成21年6月19日に同社取締役 代表執行役 副社長に就任する予定であります。  
なお、大根田伸行氏を除いて、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 池田靖氏は、平成21年6月26日に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの監査役に就任する予定であります。
6. 池田靖氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。  
池田靖氏を社外取締役候補者とし、また社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社経営に反映していただくことを期待しているためであります。
7. 池田靖氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
8. 当社は池田靖氏と会社法427条第1項に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続いたします。
9. 安田隆二氏は、平成21年6月24日に(株)バンテックの取締役を、平成21年6月25日に富士火災海上保険(株)の取締役を退任する予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区白金台一丁目1番50号  
シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」の間  
電話 (03) 3447-3111



### (交通のご案内)

- 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線 白金台駅  
〔(N-02) (I-02)〕2番出口より徒歩4分
- 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線 白金高輪駅  
〔(N-03) (I-03)〕1番出口より徒歩7分

当日は駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

